

## 「Let'sBuy!しおがま商品券」利用者向け Q&A

### ●商品券のご購入について

#### Q. 商品券の購入方法がわかりません。

A. 新型コロナウイルスの感染防止、商品券購入の利便性向上の観点から今回は事前申込による抽選販売を実施します。以下の③ステップで購入いただけます。

①10月中旬に市内全世帯に郵送で『購入応募はがき付ちらし』を送付します。購入希望の方は、購入応募はがきをちらしから切り取って、必要事項（電話番号・購入希望販売所・購入希望冊数（最大3冊/世帯））を明記の上、切手（63円）を貼って投函していただきます（11月8日必着）。

②抽選の結果、当選となった場合は、11月23日までに『購入引換はがき』を送付します。

③12月1日から12月24日までの販売期間内に、希望いただいた販売店（購入引換はがきに明記）に購入引換はがきと購入金額（現金のみ。クレジットや電子マネーは不可）を持参の上、商品券を購入いただけます。

#### Q. 商品券は、誰でも買えますか。

A. 塩竈市内にお住まいの方のみを対象としております。また、Let's Buy!しおがま商品券（以下、「商品券」といいます。）の販売は、事前申込制を採用しております。『購入引換はがき』をお持ちでない方はお買い求めできません。

#### Q. 商品券の『購入応募はがき・購入引換はがき』は、どうやってもらえるのですか。

A. 入手方法は以下のとおり

○『購入応募はがき付ちらし』について

10月中旬に全世帯宛てに送付しています。

○『購入引換はがき』について

購入応募はがきで申し込まれた方の中から、抽選の結果、当選した場合は、11月23日までに送付しています。

※ どちらも再発行はいたしません。

#### Q. 『購入応募はがき付ちらし』は家族（世帯）で1枚でしょうか。

A. 1世帯1枚となります。※再発行はいたしませんので大切に保管してください。

#### Q. 何冊まで購入可能ですか。

A. 1世帯3冊（15,000円分）まで購入希望が可能ですが、応募冊数が多い場合は、抽選となりますので、希望する冊数より少なくなる場合がありますのでご了承ください。

Q. 切手を貼らないと応募できないのですか。

A. 市役所本庁舎、壱番館庁舎、商工会議所、塩釜市商業協同組合に専用ポストを設置しています。そちらに関しては切手を貼らずに投函することができます。いずれも営業時間内での受付となるので、ご注意ください。

Q. 購入希望販売所以外で商品券の購入はできますか。

A. 希望販売所以外での購入は出来ません。ただし、希望販売所が新型コロナウイルス感染症による休業などの不可抗力により販売できない場合には、他の販売所で購入していただく場合があります。その場合は塩釜商工会議所 HP などで通知します。

Q. 販売所に行かないと購入できませんか。

A. 申し訳ございませんが、購入引換はがきに明記されます指定販売所・期間内に、指定販売所までお越しください。販売所にお越しになれない場合は、購入することができません。また、現金書留等の郵便による販売もいたしません。

Q. 商品券に余りが出たら再販売は行いますか。

A. 原則、再販売は行いません。

Q. 『購入応募はがき付ちらし』が届きません。

A. 市内全世帯に向けて、10月22日頃にかけてご郵送しています。それ以降でもお手元に届かない場合は、塩竈市産業環境部商工港湾課（TEL022 - 364 - 1124）へお問い合わせください。

Q. 購入限度を設けているのは、なぜですか。

A. 出来るだけ多くの世帯のみなさまにご購入いただくためです。（買占めの抑止）

Q. 商品券は、全店で使える共通券（希望の券種）のみ購入することができますか。

A. 商品券は、共通券2枚、小規模店専用券8枚の10枚綴りで販売します。共通券のみなど、バラ売りはいたしません。

## ●商品券のご使用について

Q. 商品券はいつからいつまで使えますか。

A. 有効期限は、令和3年12月1日（水）から令和4年2月28日（月）までとなります。有効期限を過ぎるとご使用出来なくなりますので、ご注意ください。

Q. 商品券は、どこで使えますか。

A. 取扱店に登録された市内の店舗には、取扱店ポスター等の掲示がありますので、この掲示があるお店でご利用になれます。

商品券購入時に最新の取扱店一覧を配布いたします。また、最新の取扱店情報は、塩竈市・塩釜商工会議所のホームページに掲載しておりますので、こちらでご確認ください。

Q. 商品券の利用対象にならない物を教えてください。

A. 下記にはご利用いただけません。

- 1) 出資や債務の支払い（税金（再掲）、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金（再掲）など）
- 2) 有価証券、ビール券、図書券、商品券、切手、印紙、プリペイドカードなどの換金性の高いものの購入
- 3) たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（再掲）※電子たばこ含む
- 4) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い
- 5) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 6) 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 7) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品などの購入
- 8) 医療保険や介護保険等の一部負担金
- 9) 収納サービス等の支払い

Q. 何故、たばこは購入できないのですか。

A. お酒は購入できますが、「たばこ」はお買い求めできません。「たばこ」は法律により、小売定価以外による販売が禁止されているため、プレミアム付き商品券の対象に含めることができません。

Q. 何故、公共料金は取り扱えないのですか。

A. 地方自治法では、普通公共団体の歳入は、現金、口座振替又は証券（小切手など）での納付を義務付けており、商品券はこれに当たらないからです。

Q. つり銭が出ないのは何故ですか。

A. つり銭の分消費が少なくなり、消費喚起という事業の趣旨に合致しないからです。また、

消費者が少額の商品を購入した際に、商品券購入額以上の現金が消費者につき銭として戻るため不当な利益を受けることなどを防ぐためです。

Q. 商品券を使用する際の金額には、上限がありますか。

A. 上限はありません。お手元にある商品券を一度にまとめて使っていただいても、複数回に分けて使っていただいても構いません。

Q. 商品券は他の商品券や割引券との重複利用はできますか。

A. 重複利用につきましては、各取扱店の判断で条件を設定していただいております。詳細は各店舗にお問い合わせください。

Q. 商品券は切り離して使用することができますか。

A. 必要に応じて切り離してご使用ください。

Q. 商品券の盗難、紛失についての保証は、ありますか。

A. 商品券の盗難・紛失・滅失等に対して、発行者（塩釜商工会議所）は責任を負いません。また、いかなる場合でも商品券を新券と交換することはできません。

Q. 汚損した商品券の取扱いは、どのようになっていますか。

A. 次の条件を満たせば使用できます。

表紙の通し番号が確認出来るもの、券面の面積が5分の4以上のもの、表面の偽造防止の特  
殊加工が残っていること

Q. あまった商品券は払い戻しできますか。

A. 未使用の商品券の払戻しはいたしません。

Q. 購入した商品券が不要になったので返金して欲しいのですが。

A. 商品券購入後の返金はいたしません。

#### ●その他について

Q. 商品券事業に関する問い合わせ先を教えてください。

A. 次までお問い合わせください。

塩釜商工会議所 塩竈市港町一丁目6-20 TEL 022-367-5111

塩竈市産業環境部商工港湾課 塩竈市本町1-1 TEL 022-364-112